

## 農薬取扱業者に係る資質向上対策の強化について

昭和 62 年 2 月 6 日

61 農蚕第 6166 号

(農林水産省 農蚕園芸局長通知：地方農政局長等あて)

農作物の安定的な生産にとって不可欠かつ基礎的な資材である農薬については、その取扱い及び使用に当たり十分に安全性の確保を図ることが必要である。このため、農薬の販売業者にあつては、農薬を単に販売するのみでなく、農薬使用者に対する安全な使用方法についての的確な助言を行うこと、防除業者にあつては、広範な地域において反復継続して病虫害や雑草の防除を行うことから、地域環境にも十分配慮した農薬の使用を行うことが強く求められているところである。

このような観点から、従来より植物防疫推進事業実施要領（昭和 57 年 7 月 8 日付け 57 農蚕第 3880 号農林水産事務次官依命通達）に基づき農薬危害防止等対策事業（以下「防止事業」という。）を実施してきたところであるが、農薬の取扱い及び使用に関する安全性の確保の徹底を図るためには、防止事業の成果を有効に活用しつつ、農薬の販売業者及び防除業者（以下「農薬取扱業者」という。）の資質向上対策を強力かつ効率的に実施することが重要である。ついては、その実行を期するため、貴管下の都府県に対し下記事項について特段のご指導を行われたい。

### 記

- 1 都道府県知事（以下単に「知事」という。）は、防止事業における特別研修を終了し一定水準の知識を有する者として認定した農薬取扱業者を、農薬の取扱い等について指導的な役割を果たすべき者（以下「農薬管理指導士等」という。）として位置付け、その組織化を図ること等を通じ、農薬の安全性の一層の確保に努めるよう指導すること。
- 2 農薬管理指導士等は、防止事業による研修等に積極的かつ定期的に参加すること等により、その資質の維持向上に努めること。
- 3 知事は、農薬管理指導士等を積極的に活用することにより、農薬取扱業者及び農薬使用者に対し、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）その他農薬に関する法令等を遵守するとともに、次に掲げる事項の徹底を行うよう指導すること。
  - (1) 農薬の特性を踏まえた適正な使用
  - (2) 農薬使用に伴う人畜に対する危被害及び環境汚染の防止
  - (3) 農薬取締法第 12 条の 2 から第 12 条の 4 までの規定の基づき指定された農薬の安全使用
  - (4) 農薬取締法第 12 条の 6 に規定する農薬安全使用基準等に基づく農薬の安全使用
  - (5) 農薬の適正な保管・管理
  - (6) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）の基づく毒物又は劇物に指定された農薬の適正な取扱い及び安全使用
  - (7) 事故例が多いこと等から特に注意を必要とする農薬の安全使用
  - (8) 知事が定めた病虫害・雑草防除指針等に基づく病虫害・雑草の防除
- 4 知事及び農薬取扱業者関係団体は、農薬取扱業者に対し、防止事業による一般研修、農薬取扱業者関係団体が主催する研修、都道府県が毎年度実施する農薬危害防止運動等へ積極的に参加するよう指導すること。
- 5 農薬取扱業者関係団体は、資質向上に関する研修会を自ら開催すること等により、所属する農薬取扱業者の資質向上に努めること。
- 6 知事及び農薬取扱業者関係団体は、農薬取扱業者関係団体が主催する研修を終了し、その研修内容に即した試験に合格した農薬取扱業者については、これを農薬管理指導士等に準ずる者として農薬の安全性の確保につき積極的に活用するものとする。